

国民年金保険料の後納制度 (納付期限の延長)が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかし、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付や免除等の合計が25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために、本年10月から国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から過去10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができますようになります。ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意ください。ご自身の年金記録については、ねんきんネット(<http://www.nenkin.go.jp>)でご確認ください。

■納付できる期間／平成24年10月1日～平成27年9月30日(3年間)

■申込み／後納制度は事前に申込みが必要です。上記問合せ先にお問い合わせいただき、利用の可否をご確認ください。

問合せ／国保年金担当 ☎991-1868

年1回、特定健診を受けましょう！

町では国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に特定健診を実施しています。

特定健診は、糖尿病などの生活習慣病を自覚症状のないうちに発見し、予防するチャンスです。

年1回の特定健診を受けて、自分の健康状態を知っておくことが大切です。

対象者の方には、5月に特定健診受診券及び案内文書を送付しています(紛失している方は国保年金担当にご連絡ください)。

ぜひ受診しましょう！

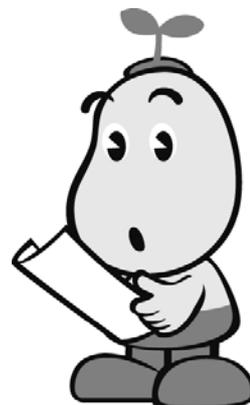
■対象者／平成24年4月1日から松伏町国民健康保険に加入している40歳以上74歳までの方

■実施場所／

町内の指定医療機関(安藤医院・岡村クリニック・埼玉筑波病院・埼玉野村病院・津田医院
ねもとレディースクリニック・ふれあい橋クリニック・宮里医院・宮里こどもクリニック)

■自己負担額／1,000円

■実施期間／10月31日(水)まで



国保マスコット 健康まもるくん